

窓口手数料等のキャッシュレス決済の開始について

令和3年6月1日（火）から窓口手数料等のキャッシュレス決済を開始します。

- 1 取扱手数料等
窓口で扱う諸証明書発行手数料等
(住民票の写し、戸籍謄本、課税証明書、納税証明書、狂犬病予防事務手数料等)
- 2 キャッシュレス決済取扱窓口
市民課、課税課、収納課、環境政策課および各支所
- 3 取扱キャッシュレス決済
次のクレジットカード、電子マネー、交通系電子マネー、QRコードで約30種類に対応。



本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 収納課 収納係 (担当/大原)
電話番号:0824-62-6127 FAX番号:0824-62-6352
E-mail: shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号